一、今回解雇セラレタル者ハ解雇理由
ハ臨時職工ニシテ期間中ニ不拘解雇セラレタルモノナラン力解雇理由
ニ、目下工場内部ノ監督改善ヲ要求セル者ナラン力ニ力理由、
ノ何ハ目下ノ監督者ニ対シ会社側ハ何ノ要求ヲモ為サヽル、対シテハ
既ニ回答済ナリ
(イ)ハ先ニ会社ヨリ回答セラレ人員ハ従前通リ [illegible] ナシ
(ロ)ハ三週間以上無届欠勤シ督促シタルモ出勤方ヲ求メタルニ
不拘出勤セサリシ者ナルニ付工場規則ニ依リ解雇シタルモノナリ
(ハ)ハ職工ノ問題ノ限リヲ [illegible] 社員会社ハ全ク [illegible] 處ニ逃
ナルモノ第二工場内ノ風紀紊乱シ [illegible] 事業ニ
異ニ工場規則ヲ厳守セシメタルモノニシテ社員ノ規則ヲ [illegible] 又ハ
新タニ内規等ヲ作成シタルモノナリ
(ニ)ハ [illegible] ナシ

右回答ハ何レモ代表者ノ会社ハ今後モ引続キ会見ヲ拒絶セ
何ラノ役ニモ立タヌ運動ハ要求ヲ作シ対シテ回答セ
ザルモ会見ノ要求ト思料セラレタル他ノ問題ニ至リ会見ノ申込
アリ且ツ内容ニ依リ [illegible] トスルモノニ付何時ニテモ応スルコトト
為スニ一回ハ何レモ大体同日ニ於テ一応トモ右付二月四十八日付ヲ以テ [illegible]
リ、
五、従業員ノ会見申込
会社側ニテ代表者ハ職工側ヨリ其後 [illegible] 係ノ推薦ニ依リ来社中ノ [illegible] 十七日
右村光雄ハ両氏ハ会社ト共ニ至リ、会見ノ申込ヲナシタルモ
不在アリトシテ之ヲ拒絶セラレ次ニ野村 [illegible] 会見ヲ申込ミタリ
野村ハ守衛室ニ至リ第三代表者ト共ニナシテ内容ニ鑑ミ [illegible] 其ノ様ニ
テ之ヲ為シ両氏ノ会見ヲ拒絶シタル [illegible] 会見セズト依テ
本件ノ解決ヲ早メルタメ会見ハ必要ナリト思料セラレタル野村氏ヨリ